

第10回会合におけるヒアリングの取扱いについて

参考資料10－1

- 本ワーキンググループについては、開催要綱において、**原則公開することとされており、主査が必要と認める場合については、非公開とすることが可能**となっている。
- Meta Platforms, Inc.より、以下の理由により一部を非公開とした旨、申し出があったところ、**主査の了解により、本日の会合（第10回会合）における質疑応答については、非公開にて実施することとする。**
- なお、**本日の会合の議事録**については、開催要綱に基づき原則公開とすることしながらも、事業者が非公開を希望する理由に鑑み、**主査が必要と認める範囲**において、一部を非公開とすることとする。

事業者名	非公開を希望する理由
Meta Platforms, Inc.	どのような質問をいただくかに応じて、弊社としてConfidentialと考える情報を伝えしなければ意味のある議論ができない状況になることが想定されるため。

(参考)「利用者情報に関するワーキンググループ」開催要綱（抜粋）

5 議事・資料等の扱い

- (1) **本WGは、原則として公開**とする。ただし、**主査が必要と認める場合**については、**非公開**とする。
- (2) **本WGで使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開**する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は**主査が必要と認める場合**については、**非公開**とする。
- (3) **本WGの議事概要は、原則として公開**する。ただし、**主査が必要と認める場合**については、**非公開**とする。